

# 東日本大震災からの復興の状況に関する報告（骨子）

- ・東日本大震災復興基本法により、政府として毎年国会に対し、震災からの復興の状況を報告するもの。今回は、平成27年10月～平成28年9月を中心に取りまとめた。
- ・本報告は、平成28年3月に閣議決定された、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」のフォローアップを兼ねる。

## I 復興の現状

- これまでの取組の結果、地震・津波被災地域においては、平成28年度にかけ、多くの恒久住宅が完成の時期を迎える。さらに、産業・生業の再生も着実に進展しており、復興は新たなステージを迎えつつある。
- また、福島原子力災害被災地域においては、除染等の取組によって、空間線量率は、原発事故発生時と比べ大幅に減少しており、一部市町村で避難指示の解除等が実施されている。
- 一方で、被災者一人ひとりが直面している課題は、個人の置かれた環境等に応じて様々に異なる。また、被害の規模等によって地域ごとに復興の進捗状況にばらつきもみられる。復興の進展に伴い、地域・個人からのニーズは一層多様化しつつあり、それらに対応したきめ細かな支援が必要となっている。

### 1 避難者等の状況

- 全国で約47万人に上った避難者は、平成28年9月12日時点で、約14万人。仮設住宅等への入居者数は減少しており、恒久住宅への移転が進んでいる。

### 2 地域づくり

- 公共インフラは、応急復旧から本格的な復旧・復興の段階へ移行している。高台移転や災害公営住宅についても、被災3県でほぼ全ての事業が始まる等、着実に進展している。
- 平成29年3月までの民間住宅等用宅地の整備見通しは、岩手県が概ね6割、宮城県が概ね8割、福島県が概ね7割、災害公営住宅の完成見通しは、岩手県が概ね9割、宮城県が概ね9割、福島県が概ね8割である。

### 3 産業・雇用

- 大きな被害を受けた3県の企業活動は、概ね震災前の水準程度に回復してきている。
- グループ補助金交付先企業の4割以上が、震災前の売上水準まで回復。業種別では、最も高い建設業では約8割が回復している一方、最も低い水産・食品加工業では約3割にとどまっている。
- 被災3県の有効求人倍率は1倍以上となっており、雇用者数も震災前の水準まで回復しているが、沿岸部の一部では、雇用者数が震災前の水準まで回復していない地域もある。

### 4 原子力災害からの復興

- これまでに田村市、楡葉町、葛尾村、川内村、南相馬市の居住制限区域及び避難指示解除準備区域の避難指示が解除された。避難指示区域からの避難者数は、平成28年7月時点で約5.7万人である。
- 国が直接除染を行う地域については、実施計画を策定した11市町村のうち7市町村で除染が終了。残る4市町村についても平成29年3月完了を目指し、当該計画に基づく除染を進めている。

## II 復興の取組

- 政府は、平成 28 年度から平成 32 年度を「復興・創生期間」と位置付け、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細やかに対応しつつ、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現することを目指し、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」を平成 28 年 3 月に閣議決定した。被災者の心に寄り添いながら、東日本大震災からの復興、そして福島再生をさらに加速する。

### 1 被災地共通の主要課題への対応

- (1) 被災者支援： 被災者の避難生活が長期化する中、被災者の健康面などの影響、また、災害公営住宅等へ入居した被災者においても、そこでの生活の定着には様々な不自由等が懸念されることから、被災者の心身のケア、被災者の移転に伴うコミュニティ形成の支援、被災者の住宅・生活再建に関する相談支援等に取り組んでいる。
- (2) 住まいとまちの復興： 新たなまちでの交通網の形成、医療・介護の提供体制の確保、学校の再建等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境の整備を行っている。
- (3) 産業・生業の再生： 仮設店舗から本設店舗への移行、商店街の再建への支援等を通じたまちのにぎわいの再生や、水産加工業の販路の回復・新規創出に向けた取組等を支援している。
- (4) 観光の振興： 観光については、平成 28 年を「東北観光復興元年」とし、「東北観光アドバイザー会議」の提言を受け、関係省庁や地方公共団体等が連携し取組を進めている。
- (5) 「新しい東北」の創造に向けて： 先進的な取組の加速化、新たな取組を実施する被災地の自治体や事業者に対する支援を通じたノウハウの普及・展開、情報発信の強化等に取り組んでいる。

### 2 原子力災害からの復興・再生

- 事故収束（廃炉・汚染水対策）について、中長期ロードマップを踏まえ、国内外の叢智を結集し、必要な研究開発を支援しつつ、安全かつ着実に進めていくこととしている。
- 放射性物質の除去等について、平成 29 年 3 月までに除染実施計画に基づく面的除染を完了させるべく、必要な措置を確実に実施している。中間貯蔵施設については、平成 28 年度から本格施設の整備に着手することとしている。
- 遅くとも事故から 6 年後（平成 29 年 3 月）までに避難指示解除準備区域・居住制限区域の避難指示を解除できるよう環境整備に取り組む。
- 中期的・広域的な被災地の発展基盤の強化について、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた取組を進めている。また、福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とする「福島新エネ社会構想」を平成 28 年 9 月に決定した。
- 帰還困難区域については、平成 28 年 8 月、復興推進会議・原子力災害対策本部会議合同会合において、「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」を決定し、引き続き、地元の意向も踏まえながら施策の具体化を進めていくこととしている。
- 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充について、「福島相双復興官民合同チーム」の個別訪問などを踏まえつつ、事業や生業の再建、帰還後の生活の再構築に向けた支援策を充実させる。
- また、幅広い産業分野で風評被害が続いているため、官民一体となって風評対策を強力に推進することとしている。

### 3 復興の姿と震災の記憶・教訓

- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を「復興五輪」とし、聖火リレーの実施等に向けた被災地との連携、同大会やラグビーWC2019 を通じた復興の姿の世界への発信を実施する。
- また、復興の進捗状況及び放射線に関する理解の促進についての情報発信や、国営追悼・祈念施設の整備、復興全般にわたる取組の集約・総括、防災教育の更なる充実に向けた取組、国際会議の場での教訓・知見の共有を進めていく。